

『宋会要』道釈部訓注（一一）

永井政之
程正
五十嵐嗣郎
角田隆真
大澤邦由
徳護
長谷川淳一

〔265〕

〔原文〕

西京応天禪院、即太宗（祖方）誕生之地。景德四年二月、真宗每幸、詔建院、設太祖神御、如啓聖制度。吏部尚書張齊賢、翰林学士晁迥、入内都知石知顛（顛方）地。天中祥符元年、又命翰林学士李宗諤与河南府王化基覆視。二年、賜名。祀汾陰迥、幸院焚香。又命礼賓副使賈文寿同修。天禧元年成、凡九百九十一区、令洪州僧智新住持。寺旁有驍勝軍營、寺僧常請為馬廐。真宗曰、頗聞太祖生於此營、今營有二岡、殆是乎。二年、又令増院常住錢日三千、每朔望、士庶瞻礼焚香。

〔訓読〕

西京応天禪院は、即ち太祖誕生の地なり。景德四年二月、真宗毎に幸し、詔して院を建て、太祖の神御を設けしむるに、啓聖の制度の如くせしむ。吏部尚書の張齊賢、翰林学士の晁迥、入内都知の石知顛、地を扱ぶ。大中祥符元年、又た翰林学士李宗諤と河南府の王化基に命じて覆た視さしむ。二年、名を賜わる。汾陰に祀り廻りて、院に幸し焚香す。又た礼賓副使の賈文寿に命じて同に修せしむ。天禧元年成る、凡そ九百九十一区あり、洪州の僧、智新をして住持せしむ。寺の旁らに、驍勝軍の營有り、寺僧は常に馬廐を為すを請う。真宗曰く、頗る太祖此の營に生まれると聞く、今營に二岡有り、殆ど是れなるか。二年、又た院の常住錢、日に三千を増し、

朔望毎に、土庶をして瞻礼し、焚香せしむ。

〔解説〕

本項は、北宋第三代の真宗が初代の太祖(趙匡胤)が生まれた西京(洛陽)に応天禪院を建立した記事である。

まず、西京応天禪院の建立までの経緯について述べている。西京応天禪院は、太祖が誕生した場所にある。真宗はつねづね行幸していたが、景德四年(一〇〇七)二月に、詔して寺院を建設し、太祖の神御(先帝の肖像)を納めることを命じた。それは啓聖院で太宗の「聖容」を安置した際のきまりに従って行われた。吏部の長官の張齊賢、翰林学士の晁迥、入内侍省の都知の石知顛が寺院を立てる場所を選定した。また、大中祥符元年(一〇〇八)に翰林学士の李宗諤と河南府知事の王化基に命じてよく調べさせた。大中祥符二年に応天禪院の名前を賜った。

西京応天禪院の建立と太祖の神御の安置は、さきに太宗のために啓聖院が建立され、また真宗によってそこに太宗の聖容が奉納されたことに倣うものであった。「啓聖院」については、本稿〔126〕を参照。太祖の生誕地については『宋史』卷一(中華書局本、第一冊、二頁)に「洛陽夾馬營に生まる」とある。

次に、汾陰(山西省)での后土の祭祀とその帰途での応天禪院への行幸等の記事が述べられている。

真宗は汾陰で祭祀を行った後各地を巡り、西京の応天禪院に行幸して焼香を行って、礼賓院副使の賈文寿に命じて共同して寺院の建設にあたらせた。天禧元年(一〇一七)に応天禪院が完成した。全体で建物は九百九十一の区画があった。洪州(江西省)の僧智新を住持させた。寺院のそばに驍勝(勇ましく優れた)と名づけられた軍隊の駐屯地があり、寺僧は馬を野放しにせず、馬小屋を造ることを要請していた。真宗は、「しばしば太祖はこの軍営で生まれたと聞いているが、いま軍営に二つの岡があるので、おそらくはこのあたりであろう」と言った。「天禧」二年(一〇一八)には、また寺院の運営費用を一日あたり三千錢ずつ増やし、陰曆の一日と一五日には士人と庶民に礼拝焼香させた。

真宗は大中祥符元年十月に泰山で封禪の儀式を行ったのに続き、大中祥符四年二月に漢の武帝の例にならい汾陰で大地をまつる后土の祭祀を行った。これらは澶淵の盟(一〇〇四年)の契丹との和平条約)以降の状況の下で、宋が中国の主権者であることを内外に示そうとする行事であった。汾陰での祭祀の後、真宗は西京に立ち寄り、応天禪院に行幸したことが『続資治通鑑長編』卷七五に記されている。

(大中祥符四年三月)甲申(一一日) 応天禪院に幸す、太祖神御殿監修の官及び工匠、將士に衣服、緡錢を賜う。

(中華書局本、第六冊、一七一六頁)

なお、『宋会要』では天禧二年として載せる記事について『皇宋通鑑長編記事本末』巻二〇では天禧三年一二月丙申の記事として載せ、さらに馮拯の上奏によってこの詔勅が下されたことが知られる。

各人名については以下の通りである。張齊賢（九四三—一〇一四）は、曹州句容（山東省）の人、字は師亮、諡は文定である。太平興国二年太宗のとき進士となる。真宗の時に兵部尚書、右僕射等を歴任した。晁迥（九四八—一〇三二）は、澶州清豊（河南省）の人、字は明遠、諡は文元である。太平興国のとき進士となり、官は真宗の時、工部尚書、集賢院学士を歴任した。後に、太子少保を以て致仕した。詩をよくし、西崑体に通じ、又、吐納養生の術を善くした。書室を養素園という。著作に翰林集、道院集、法藏碎金集、著智余書等がある。『宋史』三〇五巻に伝がある。石知頤については、『宋史』巻四六六・宦者一に「石知頤」の伝があり、その略歴からみて同一人物であると思われる（中華書局本、三九冊、一三六二—三五頁）。石知頤（九五一一—一〇一九）は、宦官の家系の人であり、建隆年間に入内し、後に太宗の供奉官となった後、軍に従事し、景德年間に入内都知となっている。李宗諤（九六四—一〇一二）は、深州饒陽（河北省）の人、字は昌武である。端拱、二年に進士となる。真宗のとき知制誥、判集賢院を経て翰林学士となる。著作に翰林雜記、内

外制等があり、また統通典、大中祥符封禪汾陰記、諸路図經等の編集に携わった。王化基（九四四—一〇一〇）は、鎮州（河北省）の人、字は永図である。太平興国二年に進士となる。地方官を経て右諫議大夫、權御史中將丞、工部侍郎、參知政事、礼部尚書等を歴任した。なお、礼賓副使の賈文寿、洪州僧の智新の伝は確認できない。

〔長谷川〕

〔266〕

〔原文〕

崇恩延福院

淳熙十四年二月十七日、嗣濮王士欽言、乞將臨安府在城蒲橋修蓋庵舍一所、以崇恩延福院為額。從之。

〔訓読〕

崇恩延福院

淳熙十四年二月十七日、嗣濮王士欽言、臨安府在城の蒲橋を將つて庵舍一所を修蓋し、以て崇恩延福院を額と為すことを乞う。之に從う。

〔解説〕

本項は、宋の皇族である嗣濮王（濮王の後継者という称号）士欽が、自身の功德墳寺として崇恩延福院の建立を願ひ出て、許可された記事である。

淳熙一四年(一一八七)二月一七日に、嗣濮王士歆は、「臨安府城内の蒲橋に小さな寺一か所を建築し、崇恩延福院」という勅額を掲げることを許していたきたい」と上奏し、これが許された。

嗣濮王士歆(一一一八—一一九六)については、『宋史』卷二四五に以下の伝がある。

士歆は、仲湜の第十一子なり。保康軍節度使を襲封して由り、開府の儀同三司を加え、累ねて三少に陞る。慶元二年に薨じ、太傅を贈られ、詔王に追封さる。

(中華書局本、第二五冊、八七一六頁)

士歆は、宋第五代の英宗の父である濮安懿王允讓の曾孫にあたる。淳熙一三年に少保、同一六年に少傅、紹熙五年に少師に任じられている。(参照、中華書局本『宋会要』第一冊、帝系一至二)

崇恩延福院については、『咸淳臨安志』卷七六に記事があり、その所在は、「塩橋下の八界巷の北に在り。旧くは北西流寓濠州鍾離県の孔雀妙明寺に係る」(中華書局本、第四冊、四〇四八頁)と記載されており、塩橋近くにあったことが分かる。本文では所在地は「蒲橋」となっているが、『咸淳臨安志』卷二一の「疆域六」の「橋道」「府城」の項に「大河」に架かる橋として、「塩橋、興徳坊の東なり」、「蒲橋、塩橋の東、舟楫を通さず」(同上、三五五八頁)という記載があ

り、蒲橋と塩橋が近接していたことが分かる。『咸淳臨安志』に添付された地図の「京城図」および「浙江図」によれば、塩橋は臨安城の南東側にある「東青門」近くに存在している。

〈長谷川〉

〔267〕

〈原文〉

永寧崇福院

紹熙元年六月十四日、詔、故貴妃張氏墳所修蓋屋宇、可特充本家功德院。仍賜永寧崇福院為額、差僧法雲住持。日後闕人、從甲乙選請有戒行人焚修香火。

〈訓読〉

永寧崇福院

紹熙元年六月十四日、詔す、故貴妃張氏の墳所、屋宇を修蓋し、特に本家の功德院に充つべし。仍て永寧崇福院を額と為すことを賜い、僧法雲を差わし住持せしむ。日後、人闕ければ、甲乙に従いて戒行有る人を選請し、香火を焚修せしむべし。

〈解説〉

本項は、南宋高宗の張貴妃の功德墳寺である永寧崇福院の建立に関する記事である。

紹熙元年（一一九〇）六月一日に、次の詔勅が出された、「亡くなった貴妃の張氏の墳墓の場所に屋舎を建て、特別にその家の功德院とせよ。よって永寧崇福院の勅額を与え、僧の法雲を派遣して住持させる。後日住持がいなくなる事があれば、甲乙徒弟制に従って戒律を守って修行する人を選び取って法灯を守らせよ」と。

張貴妃（？—一一九〇）については、『宋史』卷二四三に以下の伝がある。

張貴妃は開封祥符の人なり。初め入宮し、永嘉郡夫人に封ぜらる。乾道六年に婉容に進む。淳熙六年に太上皇淑妃に封ぜらる。一六年に貴妃に進む。紹熙元年薨す。

（中華書局本、第二五冊、八六五〇頁）

張貴妃は北地の出身者であり、長年高宗に仕えて順次貴妃の位に上ったことがわかる。宋代の内命婦の等級については〔123〕を参照。

また、永寧崇福院については、黄敏枝「宋代的功德墳寺」〔宋代仏教社会経済史〕、学生書局、一九八九年、二四九頁）に、功德墳寺に甲乙徒弟制（寺院が師から弟子に伝えられる制度）が適用されていた事例として紹介されている。また、『咸淳臨安志』卷七九に次のような記事がある。

永寧崇福院は元内侍の陳源の花園にして、重華宮に献じて小隱御園と爲る。寿皇聖帝によりて貴妃張氏に撥賜さ

れ墳寺と爲る。紹熙元年、賜わりて功德院に充て今の額に改む。淳祐元年、旨して専一に孝宗皇帝の神御を崇奉せしむ。寺前に澗有りて、双峯と曰い、又た金沙と曰う。淳祐五年、趙安撫与憲、小堤を築き、僧の道円、寺前に即して茶湯亭を建つ。

（中華書局本、第四冊、四〇八二頁）

永寧崇福院は、もともとは内侍の陳源の花園であったが、孝宗が光宗に讓位後移り住んだ重華宮に献上され、小隱園となった。その花園は寿皇聖帝（退位後の孝宗）によって高宗の貴妃である張氏に下賜され墳寺が建てられた。紹熙元年（一一九〇）に功德院となつて、今の永寧崇福院の額を改めて賜つた。淳祐元年（一二四一）に、皇帝からの下命により、もっぱら孝宗皇帝の神御（肖像）を尊崇するための寺院となった。寺院の前には、双峯澗もしくは金沙澗と呼ばれる谷の水が流れていた。淳祐五年（一二四五）に、安撫使の趙与憲が小堤を築き、僧の道円が茶湯亭を建てた。

〈長谷川〉

〔268〕

〈原文〉

奉先資福院

奉先資福院、即安陵卜定。乾徳二年改卜。五月、詔就陵域置

院、設宣祖、昭憲太后銅像。太平興国二年、命円覚大師守篆主之。真宗每行幸大札、必詣院。又秦国夫人劉氏、孫貴妃、吳昭容、代国公、曹国長公主悉葬院側。

〔訓読〕

奉先資福院

奉先資福院は、即ち安陵の卜し定むるところなり。乾徳二年に改卜す。五月、詔す、陵域に就きて院を置き、宣祖、昭憲太后の銅像を設く。太平興国二年、円覚大師守篆に命じて之れを主らしむ。真宗、行幸し大札をする毎に、必ず院に詣ず。又た秦国夫人劉氏、孫貴妃、吳昭容、代国公、曹国長公主は悉く院の側に葬らる。

〔解説〕

本項は太祖の両親の陵墓に建てられた奉先資福院についての記事である。

安陵は太祖の両親である宣祖(八九九―九五六)と昭憲太后(九〇二―九六一)を最初に祠った陵墓である。乾徳二年(九六四)に改卜され、陵墓が遷ったので、五月、陵墓の地に寺院(奉先資福院)を建て、宣祖と昭憲太后の銅像を設けよとの勅命があった。太平興国二年(九七七)、太宗の命令によって円覚大師守篆は奉先資福院の住持となった。真宗は行幸のたびに、必ずこの寺院にお参りした。ここには秦国夫人劉氏、孫貴妃、吳昭容、代国公、曹国長公主なども葬られ

た。

安陵については『宋史』卷一二二の「凶礼」に「安陵は京城の東南隅に在り。乾徳の初め、河南府の鞏県西南四十里の警郷鄧封村に改卜す」(中華書局本、第九冊、二八四七頁)と記されている。改卜の経緯は『宋史』(同前)と『宋会要』の「帝陵」(『宋会要』、第二冊、一三〇六頁)や「改卜陵」(同右、一三五四頁)などに詳しく、乾徳元年(九六三)二月二三日に安陵を改卜する勅命を下し、同二年四月九日に改葬している。

円覚大師守篆については(270)に説明がある以外は未詳である。

秦国夫人劉氏は『宋史』によると、真宗の乳母である(中華書局本、第九冊、二九〇五頁)。「宋会要」后妃三によれば、初めに斉国夫人、至道三年(九九七)に秦国延寿保聖夫人に封ぜられ、咸平元年(九九八)九月に亡くなり、十月二四日に奉先寺に葬られた(『宋会要』、后妃三の二九、第一冊、二四八頁)。

孫貴妃は太宗の後妃である。左金吾衛大將軍守斌(不詳)の娘であり、太平興国二年七月に入宮し、三年に才人となり、後に貴妃の号を賜わった。八年九月に亡くなった(『宋会要』、第一冊、一三四頁)。

吳昭容は、右屯衛將軍延保の娘であり、太平興国四年二月

に入宮し、五年に美人となり、真宗の初めに昭容に進み、景德四年に亡くなった。明道二年一二月に淑容を贈り、慶曆四年九月に淑儀を贈られた（同右、二四二頁）。

代国公は太宗の第九子であり、『宋史』卷二四五に伝記がある（中華書局本、第二五冊、八七〇七頁）。本名は元億、幼くして死去、代国公は追封である。『宋会要』の「帝系」にも同内容が記録される（『宋会要』、第一冊、一六頁。二九頁、七八頁）。

曹国長公主は太宗の娘と思われる。『宋史』卷二四八の公主伝によると、太平興国七年（九八二）出家、員明大師を号し、八年に亡くなり、至道三年（九九七）に曹国長公主と追封された（中華書局本、第二五冊、八七七三頁）。『宋会要』の「公主」にも同内容の記録がある（中華書局本、第一冊、一五二頁）。

本項、『統資治通鑑』卷五（中華書局本、第二冊、一二七頁）と『宋会要』の「神御殿の奉先資福院」（中華書局本、第一冊、五六〇頁）、南宋王明清（一一二七？—一二〇二？）の『揮塵前録』（『四部叢刊統編』、第九八冊、二頁左。（台湾）商務印書館、一九六六年）などによると、奉先資福院は乾徳二年に着工、乾徳六年（九六八）に竣工したと考えられる。

〈徳護〉

〔269〕

〈原文〉

百福院

建康府崇恩百福院、即建康府江寧県百福院。紹興三十年七月十三日、詔依左中大夫知建康府王綸所乞、充本家墳寺、賜是額。以綸前係同知枢密院故也。

〈訓読〉

百福院

建康府の崇恩百福院は、即ち建康府江寧県の百福院なり。紹興三十年七月十三日、詔す、左中大夫、知建康府の王綸の乞う所に依り、本家の墳寺に充て、是の額を賜う。綸は前には同知枢密院に係る以ての故なり。

〈解説〉

本項は元同知枢密院の王綸が百福院を自家の功德墳寺とすることを許可した記事である。

王綸（？—一一六一）については『宋史』卷三七二に伝記がある（中華書局本、第三三冊、一一五三五頁）。建康の人、字は徳言、紹興五年に進士に及第、中書舎人、工部侍郎などを歴任し、紹興二八年に同知枢密院事、二九年に資政殿大学士となり福州や建康の知事となった。三一年八月に亡くなり、左光祿大夫を贈られ、章敏という諡を賜わった。

百福院については、『景定建康志』に「城南五里に在り。本は梁の解脱院なり。今は枢密王公綸の功德寺と為る」(中華書局本、第二冊、二〇八四頁)と記されている。この記事により、百福院の前身は南北朝の梁(五〇二―五五七)に建てられた解脱院であることがわかる。

〈徳護〉

〔270〕

〈原文〉

普安禅院、周顯徳中建。建隆初賜額、昭憲太后建仏殿。端拱二年、遣内侍鄭守均(弟也)部兵卒以重建。又造法華、千仏、地藏、不動尊仏閣、凡六百三十八区。初、元徳太后攢宮在此院、及改上、又別起殿、塑元徳真容、亦守篆住持。守篆五台僧、跣足遊京城、結庵此院。卒、賜諡明悟、塔曰正慧。

〈訓読〉

普安禅院は、周の顯徳中に建つ。建隆の初めに額を賜わり、昭憲太后、仏殿を建つ。端拱二年、内侍鄭守鈞をして兵卒を部べらしめ以て重建せしむ。又た法華、千仏、地藏、不動尊の仏閣など、凡て六百三十八区を造る。初め、元徳太后、此の院に攢宮するも、改上に及び、又た別に殿を起し、元徳の真容を塑り、亦た守篆をして住持せしむ。守篆は五台の僧にして、跣足にて京城に遊び、庵を此の院に結ぶ。卒すれば、

諡明悟を賜い、塔は正慧と曰う。

〈解説〉

普安禅院は後周の顯徳年間(九五四―九五九)に建てられた。宋の建隆年間(九六〇―九六二)の初めに額を賜り、太祖の母である昭憲太后が仏殿を建てた。端拱二年(九八九)に内侍の鄭守鈞に命じて兵を使つて再建させ、さらに法華堂、千仏堂、地藏堂、不動尊などの仏閣全てで六三八棟の建物を造らせた。太宗の後で真宗の母である元徳太后の亡骸は初めこの普安院にかりに安置されていたが、改めて占つて、また別に宮殿を建立し、元徳太后の塑像を造り安置し、守篆を住持とした。守篆は五台山の僧で都を裸足で巡り歩き、この普安院に庵を結んだ。亡くなつて明悟という諡号を賜わり、塔は正慧と命名された。

元徳太后(九四四―九七七)については、『宋史』卷二四二に、

李賢妃は真定の人なり、乾州防禦使の英の女なり。太祖、妃の容徳有るを聞き、太宗の為に之を聘る。開宝中、隴西郡君に封ず。太宗即位すれば、夫人に進む。皇女二人を生むも、皆な早く亡じ、次に楚王元佐を生む。妃、嘗て日輪己に廻り、裾を以て之を承くるを夢む。光耀やき体に遍し、驚きて悟め、遂て真宗を生めり。太平興國二年、薨ず、年三十四。

真宗即位すれば、賢妃を追封し、又た尊号を進上して皇太后と為す。有司上り諡して元徳と曰う。咸平三年、永熙陵にあわせつら耐り葬る。中書侍郎平章事、李沆を以て園陵使と為す。車駕、普安院の攢宮に詣き、素服にて行礼し、拜伏して嗚咽す。駕部郎中知制誥、梁周翰に命じて哀冊を撰せしむ。神主は別の廟に耐る。

（中華書局本、第二五冊、八六一〇頁）

とあり、真宗が即位したのち、亡き母親の李夫人に賢妃の位を与え、さらに皇太后の尊号を与え、元徳と諡したのである。また普安院に安置されていた亡骸は咸平三年（一〇〇〇）、太宗の陵である永熙陵に埋葬された。『宋会要』礼三一の元徳皇后の箇所にも、

（咸平元年）二月一日、司天監言く、詔にしたが準いて園陵を改卜す。三年庚子三月二十日を以て攢宮を啓き、二十五日発引す。四月八日、皇堂を掩い、永熙陵に耐り葬むることを請う。之に従う。

（『宋会要』、第二冊、一一六三頁）

とあり、別に永熙陵に埋葬されたことが記されている。なお鄭守鈞の伝は、〔207〕によれば未見である。また守篆についても『宋会要』での記載以外には見当たらない。

〈五十嵐〉

〔27〕

〈原文〉

婺州惠安禪院。紹興三十一年正月二十二日、右朝奉大夫、直秘閣、主管台州崇道觀呂用中言、父好問昨為尚書右丞、除資政殿大學士。累贈太師、今葬婺州武義縣惠安院之側、乞充功德院。賜是額。

〈訓読〉

婺州惠安禪院。紹興三十一年正月二十二日、右朝奉大夫、直秘閣、台州崇道觀を主管する呂用中言く、父好問はもかし昨尚書右丞と為り、資政殿大學士に除せらる。累ねて太師を贈られ、今、婺州武義縣の惠安院の側に葬らる。乞うらくは功德院に充てられんことを。是の額を賜う。

〈解説〉

紹興三十一年（一一六一）の正月二二日、右朝奉大夫、直秘閣、台州（浙江省）にある崇道觀を管轄する呂用中が、父の呂好問が葬られている婺州（浙江省）の惠安院を功德院にするように願ひ出たものである。なお資政殿大學士とは真宗が參政を辞めた王欽若に授けたのが始まりで、後には宰相の職を辞めるものに多くこの官が授けられるようになった。

呂用中については『会稽統志』卷二によれば、

呂用中、紹興十年十二月右宣教郎を以て任に到り、十二年十二月知泉州に改む。范振、紹興十三年正月左朝請大

夫を以て任に到り、九月罷む。吳序賓、紹興十三年十月、右朝奉大夫を以て任に到り、十四年四月、知泉州呂用中と兩^{たがひ}び易ゆ。呂用中、紹興十四年八月、右奉議郎直秘閣を以て任に到り、十五年五月、宮祠となる。

〔会稽統志〕、成文出版社本、六五五一頁)

とあり、紹興一〇年一月に右宣教郎に任ぜられ、紹興一二年一月に知泉州となり、紹興一四年八月に右奉議郎直秘閣、一五年五月に宮祠となっている。

また呂用中の父の呂好問(一〇六四—一一三二)は、『宋史』卷三六二によれば、字は舜徒、父は呂希哲、祖父は呂公著、曾祖父は呂夷簡と名門の呂氏一族の出身である。祖父の呂公著が旧法党の重鎮であったため、その盛衰と共に浮き沈みした。欽宗の時代に御史中丞から吏部侍郎に進む。靖康の変の時、金軍に連行されるのを免れて張邦昌の楚に事務官となつて仕えたが、張邦昌に対して趙構(後の南宋・高宗)に帝位を返上するように勧めた。その功績によつて高宗の即位後に、高宗は好問に「宋廟全きを獲るは、卿の力なり」と言つて尚書右丞(副宰相格)に除したのである。その後宰相の李綱と意見が合わず、靖康の変当時の行動を糾弾されて失脚し、資政殿學士、知宣州となり、東萊郡(山東省)侯に封ぜられた。

〈五十嵐〉

〔27〕

〔原文〕

淳熙五年六月二十四日、詔、秀王墳庵、在湖州府烏程県。以普明禪院為額。

〔訓読〕

淳熙五年六月二十四日、詔す、秀王の墳庵、湖州府烏程県に在り。普明禪院を以て額と為すべし。

〔解説〕

淳熙五年(一一七八)六月二十四日の詔勅。湖州府烏程県(浙江省)にある秀王の墳庵に普明禪院という額を与えた。秀王とは秀安僖王の略称で宋太祖の末裔、南宋孝宗の実父。

『湖州府志』卷二四「陵墓」によると、秀安僖王子称の墓が青山にある。さらに卷二七「寺觀」には、

普明寺は青山南麓に在り。宋の治平中、僧の皎月、建つ。鑄して銅の觀音像有り。元の末、寺燬るるも、像存す。明の万歴三十年、僧の煥然、重建す。

〔湖州府志〕二、成文出版社本、五三三頁)

とある。普明禪院と普明寺の違いはあるが、同じ青山にあることから同一の寺と見てよいだろう。黄潛の「重修普明寺記」によると、普明寺は唐の天祐年間(九〇四—九〇七)に文通法師を初祖に迎えて開かれ、当時の名は「報恩」と言つ

た。「宋の祥符（一〇〇八—一〇一六）に至り今の額を賜わり、甲乙を以て次ぎ、黄牒を相い授く」とあることから、普明寺になったのは大中祥符年間であった。大中祥符年間より甲乙徒弟制の禅院であったが、治平年間（一〇六四—一〇六七）に僧皎月によって伽藍が建てられ、淳熙五年に「普明禅院」の額を賜い秀王の墳寺となった。「重修普明寺記」には「普明教寺」とあることから、元代には教寺となっていたことが知られる。

〈角田〉

〔273〕

〈原文〉

資聖院。一在新并州城内。天禧五年、真宗以祖宗皆嘗親征、為陣亡將士追福、得神虎三部落二營地、遣内侍楊守信造。凡七百二十区。天聖初成、賜名、給田園。太祖、太宗忌日、皆就建道場。

〈訓読〉

資聖院。一は新并州城内に在り。天禧五年、真宗、祖宗の皆嘗て親征するに、陣亡の將士の追福の為に、神虎の三部落二營地を得るを以て、内侍楊守信を遣りて造らしむ。凡そ七百二十区。天聖の初め成り、名を賜い、田園を給う。太祖、太宗の忌日に、皆な就きて道場を建つ。

『宋会要』道釈部訓注（一一）（永井）

〈解説〉

資聖院の一つは新并州の城内にある。天禧五年（一〇二一）、祖宗（ここでは太祖と太宗のことを言う）が皆な嘗て親征した際に陣没した將士たちを追福するために、真宗はこの寺を建てた。ここで言う所の嘗ての親征とは、北漢を討伐するために行った親征である。太平興国四年（九七九）、太宗は北漢を平定し、太原府付近の榆次県を新并州とした。嘉祐四年（一〇五九）には新并州は太原府という名に再度改名されており、本項に出る新并州とは、この太平興国四年から嘉祐四年の間に使われた、太原府の新市街を指している地名である。資聖院を建てる場所は、神虎という部隊の三部落二營地の跡地が充てられた。真宗は内侍楊守信を使わして、七二〇区画にわたる寺院を建てさせた。天聖年間（一〇二三—一〇三二）の初めに完成し、資聖院の名を賜り、田園を給った。太祖の忌日と太宗の忌日にそれぞれ道場を建てた。

『宋史』卷一八七によると、神虎という部隊は、咸平五年（一〇〇二）に陝西州の兵馬を選んで設立され、翌年には河東州の兵も加えられた。神虎部隊の駐屯地は二六あり、そのうちの一つが太原府にあった。また、『統資治通鑑長編』卷一七四によると、并州資聖院には統平殿という建物があり、皇祐五年（一〇五三）三月に太宗の御容が奉安されている。内侍の楊守信という人物は未詳。

〈角田〉

〔274〕

〈原文〉

一在隆安坊^坊。初太宗第七女陳国長公主、幼不茹葷、許出家。大中祥符二年八月制、進封吳国、号報慈正覺大師、賜紫、名清裕。九月、出居是院、以教坊樂、積門威儀導送。前一日、車駕臨視。初在建初坊、後以迫隘、徙城西隆安坊。

〈訓読〉

一は隆安坊に在り。初め太宗の第七女陳国長公主、幼きより葷を茹^{くら}わざれば、出家を許さる。大中祥符二年八月の制にて、進みて吳国に封ぜられ、報慈正覺大師と号され、紫を賜わり、清裕と名づけらる。九月、出でて是の院に居すに、教坊の樂と積門の威儀を以て導送せらる。前一日、車駕あり臨視せらる。初めは建初坊に在るも、後に迫隘を以て、城西の隆安坊に徙る。

〈解説〉

もう一つの資聖院は開封の隆安坊にある。そもそののはじめは、太宗の第七女である陳国長公主(詳細は〔88〕を参照)が、公主は幼いときから五辛を食べなかつた人で、出家が許されたことによる。公主は、大中祥符二年(一〇〇九)八月に、吳国長公主に封じられ、報慈正覺大師と号され、紫

衣を賜わり、清裕という名を与えられた。九月に居を遷して資聖院に入った時は、教坊が音楽を奏で、仏式の威儀で送られた。その前日には、真宗も行幸して公主に面会した。資聖院は初めは開封の建初坊という場所にあったが、後に街の西側にある隆安坊に移った。右の経緯については『仏祖統紀』卷四四に同様の記事がある。

『宋史』卷七には、大中祥符三年九月に真宗が崇真資聖院に行幸し、吳国長公主に謁見した時は、既に公主は病んでいたという記事がある。(273)に所出の新并州にも資聖院があったことから、開封の資聖院は正式名称を崇真資聖院と言い、崇真院とも略称された。

『事物紀原』卷七(中華書局本、三七三頁)の記述からはこの寺が「七公主院」と呼ばれていたことがわかる。

隆安坊は開封の西側にあった坊である。建初坊については、『宋会要』食貨五二に油醋庫があつたことが記載される。

なお、教坊とは宮中に置かれた音楽や歌舞を司る役所である。

〈角田〉

〔275〕

〈原文〉

紹熙元年五月四日、直秘閣張鑑言、乞以臨安府艮山門裏所居

屋、捨為十方禪寺、仍捨鎮江府本家莊田六千三百余亩、供贍僧徒。札部太常寺擬慶壽慈雲禪寺為額、從之。

〔訓読〕

紹熙元年五月四日、直秘閣の張鑑言く、乞うらくは臨安府良山門裏の居する所の屋を以て、捨して十方の禪寺と為し、仍お鎮江府の本家の莊田六千三百余亩を捨して、僧徒に供贍せんことを。札部と太常寺は広寿慧雲禪寺を額と為さんと擬し、之に従う。

〔解説〕

張鑑が邸宅を喜捨して十方住持制の寺院となし、さらに自らの莊田を寺に寄付することを上奏し、政府はそれを許して額を与えたという記事。

紹熙元年（一一九〇）五月四日、直秘閣の張鑑が上奏するに、「臨安府良山門（府城の東北に位置する）の内側にある居宅を喜捨して十方住持制の禪寺とし、さらに鎮江府（江蘇省）の私の家の莊田六千三百余亩（一畝を六〇二平方メートルと換算するとおよそ三七八ヘクタール）を寄付して、僧徒に供養したい」と。札部と太常寺は寺額として「広寿慧雲禪寺（慶壽慈雲禪寺カ、後述）」を与えることを起草し、皇帝はこれを許可した。

『咸淳臨安志』巻七六には、寺号が異なるが、場所や賜額の年代の一致から見て同一の寺院と推測される「広寿慧雲禪

寺」が立項され、次のように載る。

広寿慧雲禪寺。良山門裏の白洋池に在り。張循王の孫の鑑、宅を捨して寺と為す。紹熙元年、今の額を賜わる。

（『宋元方志叢刊』、第四冊、四〇四七頁）

この記事により、その場所が良山門の白洋池の傍にあつたことがわかる。白洋池は、『欽定四庫全書總目』巻七九によれば、張鑑の宅の南に位置したため南湖とも呼ばれた。

この寺院の寺号に関しては、『宋会要』では「慶壽慈雲禪寺」とするが、『咸淳臨安志』や『兩浙金石志』巻一〇、『武林梵志』巻一、『浙江通志』巻二二六、及び『破庵祖先語録』では「広寿慧雲禪寺」とし、『西湖遊覽志』巻一八では、「広寿慧雲寺」とし、『続伝灯録』巻三四では「慧雲」とする。他の資料においても臨安の「慶壽慈雲禪寺」に類する名前は見当たらない。これらの事由から、『咸淳臨安志』等に記録される「広寿慧雲禪寺」と本項の「慶壽慈雲禪寺」は同一の寺であつて、『宋会要』の記載は魯魚章草の誤りと見た。

この広寿慧雲禪寺に関しては、臨濟宗虎丘派の密庵咸傑（一一八一—一八六）に嗣法した破庵祖先（一一三六—一二一一）の『破庵祖先禪師語録』に、「臨安府広寿慧雲禪寺語録」の一章があつて破庵祖先が本項に記される寺に住持したことがわかるが、さらに破庵の行状には、「後に張循王の捨する所の宅の広寿慧雲禪寺に居し、開山住持と為り、三年

して辞去す(『統蔵』二二二六、二四六c)とあって、破庵がこの寺の開山として招かれ住持したことが知られる。また、ともに明代成立の『武林梵志』巻一や『西湖遊覧志』巻一八によれば、この寺は世間では「張家寺」と呼ばれた。『咸淳臨安志』巻一「京城図」の白洋池の傍に「張寺」や「張園」の文字があり、これがこの寺院に当たることがわかり、かつ南宋においても「張寺」と呼ばれたことが知られる。『武林梵志』巻一には、元の至正年間に荒廃したことや明代に入り復興したことが記される。同書には張鑑のこの寺を建立した際の「誓願文」と明末の呉用先撰「重復慧雲寺建宣義張公祠碑」が収録され、前者には張鑑がこの寺を建立した由来が、後者には明末に至るまで宋刻の碑があり、その頃は一〇〇畝の敷地があったこと記載される。『兩浙金石志』巻一〇(『石刻史料新編』第一輯第一四冊、新文豊出版、一九八六年、一〇四三六頁)には宋刻の碑である史浩(一一〇六一—一九四、史弥遠の父)撰「広寿慧雲禪寺碑」が収められる。礼部(六部の一)と太常寺(九寺の筆頭)はともに礼法を掌る役所であって、その職掌は重複するところがあったようである。直秘閣とは淳化元年(九九〇)に設置された宋代の官名で、はじめは秘閣(善本や古画墨蹟の管理)の事務を担当した。元豊の改制後は、秘閣は秘書省に統合されて、直秘閣という官名のみ残って、兼職の官名となり、皇帝の恩寵を

表すため、試験を経ずに任命された。(『中国歴代職官辞典』、上海辞書出版社、一九九二年、一九三頁)

張鑑は、字は功甫(功父とも)、号は約齋、南宋初期の名臣とされる張俊(諡号は循王、一〇八六一—一五四)の曾孫。その生没年は王秀林、王兆鵬「張鑑生卒年考」(『文学遺産』二〇〇二年第一期、中国社会科学院文学研究所)によれば、紹興二三年(一一五三)生、端平二年(一二三五)没。著作に『南湖集』一〇巻、『仕学規範』四〇巻がある。『宋史』には立伝されない。『四庫全書』『南湖集提要』によれば、官は奉議郎直秘閣まで至り、寧宗が時の権力者である韓侂胄(一一五二—一二〇七)を誅しようとした際にその事を主導した。その後、更に史弥遠(一一六四—一二三三)を失脚させようとしてその企みが露見し、象州(広西省)に左遷されその後没した。左遷の年次は、『宋史』巻三九に嘉定四年(一二一一)一二月と記される。性格は、残忍で機知を用いた一面があったという一方、詩については陸游について学び、評価されている。張俊からの遺産のため莫大な資産を持ち、豪華な生活を送り、幅広い交友関係を持った。張鑑と仏教に関しては、『南湖集』に仏教に関係する詩文が多く収められ、明代成立の心泰編『仏法金湯編』巻一五には簡歴や開道詩などが記される。特に密庵咸傑に参じて、『密庵和尚語録』ではその序文を撰述し(淳熙一五年の序)、

元末の円極居頂撰『続伝灯録』卷三四は、密庵の嗣法の弟子として張鑑を列している。同書卷三六の滅翁文礼（一一六七—一二五〇）、法系は密庵咸傑—松源崇岳—滅翁文礼）章下に「嘉定五年、約齋居士張公鑑、師に臨安の慧雲に開法せんことを請う」（『大正藏』五一—七四a）とあって、張鑑が開法のため滅翁を慧雲寺に招いたことが記されるが、上述のように張鑑は嘉定四年一二月に失脚しているため、この事は更なる検討を要する。

〔大澤〕

〔276〕
〔原文〕

慶元四年三月十七日、詔、仙林住持、慈恩宗教、賜紫真教大師宗滿、已降特補右街僧録、主管教門公事、仍旧住持、指揮更不施行。

臣僚言、伏觀指揮、僧宗滿特補右街僧録。命下之日、外議藉藉、咸謂宗滿乃庸積耳、安能上動冕旒、護降中旨、意有与之為地者。若非左右之近習、則必肺腑之懿親也。陛下与之固不害於為治、至於重煩內降、三省施行、給舍讀書、乃為一緇黃之流委曲若此、人其謂何。臣觀國朝僧職有闕、命兩街各選一人、較芸而補。今日僧官充剏都城、未聞有清修之士可以厭服衆望者。安得較芸而補哉。近日有女冠季貞詠干犯天聰、

補左街鑑義、中書繳奏、隨即寢命。未及兩日、忽有宗滿希求僧録、可謂無忌憚之甚矣。欲乞寢罷。故有是命。

〔訓読〕

慶元四年三月十七日、詔す、仙林の住持、慈恩宗の教をもてする、賜紫真教大師宗滿を、已に特に右街僧録に補し、教門の公事を主管し、旧に仍り住持せしむることを降せしも、指揮は更に施行せざれ。

臣僚言く、伏して指揮を観るに、僧の宗滿を特に右街僧録に補す。命の下りし日、外の議は藉藉として、咸な謂らく、宗滿は乃ち庸の積なるのみ、安んぞ能く上りて冕旒を動かし、中旨を降ざるを獲んや、意そも之に与えて地と為す者有りや。若し左右の近習に非ざれば、則ち必ずや肺腑の懿親なるべし。陛下、之を与うるは、固より治を為すことを害せざるも、重ねて内降を煩わせ、三省に施行せしめ、給舍に書を読ましむるに至り、乃ち一緇黃の流の為の委曲、此の若くすれば、人は其れ謂何せん。臣觀るに、國朝には僧職に闕有らば、兩街に命じて各おの一人を選ばしめ、芸を較べて補す。今日僧官は都城に充物するも、未だ清修の士の、以て厭服し衆望すべき者有るを聞かず。安んぞ芸を較べて補すことを得んや。近日、女冠の季貞詠有りて天聰を干犯し、左街鑑義に補せらるるも、中書繳奏して、隨即に命は寢みぬ。未だ兩日に及ばざるに、忽ち宗滿の僧録を希求すること有るは、忌憚無きの

甚しきと謂うべし。欲^{こねが}わくは寝^や罷めんことを。故に是の命有り。

〔解説〕

慶元四年(一一九八)、仙林寺の住持の宗満を右街僧録に任命する勅諭が下った後に、それを取り消すという詔勅を出したという記録、及びそのきっかけとなった官僚の諫言の内容が記される。

慶元四年三月一七日、「仙林寺の住持、慈恩宗教寺、賜紫真教大師の宗満には、すでに特別に右街僧録に補任して、教門の公事を主管させ、仙林寺の住持は元通り行うことを命じたが、この勅令は施行しないように」との詔勅が下された。

〔その理由としては〕官僚が上奏するに、「恐れながら僧侶の宗満を右街僧録に補任した勅命を拝見いたしました。勅命の下された日、世論は騒然とし、人々はみな、『宗満は凡庸な僧であるのに、どうして上奏して皇帝を動かし、中旨(中書省を経ないで下された勅諭)を下されることができようか。それとも彼に地位を与えようと考えているものがあるのだろうか』と。もし皇帝の左右の側近でなければ、必ずや皇帝の親族外戚に違いないでしょう。陛下が中旨を与える事は、当然為政の妨げとはなりません。たびたび内降(中旨と同様の意)を下し、三省(中書省、門下省、尚書省を指す)に施行させ、給舍(給事中と中書舍人)に読み上げさせることと

なり、僧道の一人の輩のために煩瑣な事務がこのようになされては、人はそれをどのように考えますでしょうか。私が見ますに、宋朝では僧官に欠員が出た場合、両街に命じてそれぞれ一人の候補を選ばせ、才能を比べて任命するとされています。現在、僧官は都城に満ちていますが、彼らのなかに清修の士で、人々を信服させ、衆望を集める人がいるということを聞いたことがあります。このような状況でどうやって才能を比べて任命するということができましょう。近日、女道士の季貞詠というものが皇帝への口添えを得て、左街鑑義に補任されましたが、中書が弾劾したため、即刻、中旨は取り消されました。この事から二日も経ずに、宗満がすぐに僧録を希求するなどということは、恐れがないのも甚だしいことです。内降を取り消すことをお願いしたいと存じます。」この上奏のためにこの勅命が下ったのである。

本項は、南宋寧宗の代に、僧官の補任が規定通り行われず、正規の手続きを経ない皇帝の内降により決まったことに對し、ある官僚が、皇帝の側近や外戚の關係で凡庸な僧侶を僧官に任命するのは問題がある、一僧道のために煩瑣な事務が増えるといった理由から反對し、内降を取り下げさせたという記録である。僧官の補任の規定について本文では「僧職に闕有らば、両街に命じて各おの一人を選ばしめ、芸を較べて補う」と記されているが、ここで臣僚が引用する規定は、

『統資治通鑑長編』卷二〇六の治平二年九月の条に本項と本文の記載があり、仁宗と明示されることから、北宋の仁宗代に出された詔勅を指すことが確認でき、具体的には〔50〕（本稿（三）収録）の天聖八年正月の詔勅を指すと思われる。『統資治通鑑長編』卷二〇六の記述は次の通り。

先には、僧官に闕有らば、多く権要に因りて謁するを請い、内降もて人を補す。当時、諫官と御史は累ねて論列すること有り、仁宗深く其の事を悟り、因りて令を著して、僧官に闕有らば、両街に命じて各おの一人を選ばしめ、芸を較べて補せしむ。是に至りて、鑑義に缺有り。中書已に両街に下して人を選ばしむるも、上らず。而して内臣の陳承礼、宝相院の僧慶輔を以て請を為せば、内降もて鑑義を与えしむ。中書執奏して可さず、韓琦、曾公亮は極めて其の事を保つ。歐陽修奏して曰く、「一僧官を補すに、当と不当とは、至りて小事為り、何ぞ利害に系わらん。但だ中書の事已に施行するも、而して内降を用いて先朝の著令を衝改すれば、則ち是れ内臣の朝政を干撓するなり、此の事何ぞ其の漸を啓くべけんや。」又た啓して曰く「宮女近習は、前世より常に防制に難きを患らう。今小事もて若し聴き許すことを蒙らば、後に大事有るべし。陛下必ず政を害するを以て従わざれ。是れ初め姑息せんと欲して反つて怨望を成すは、之を漸に

絶つにしかず。此の小事、陛下以て意と為さずして之に従わば、彼は必ず自ら外に張り、以て謂らく上の親信と為し、朝政を廻らすべしと。陛下の目前に在りては一閑事に似たれども、外辺の威勢は小さからず。」上、遽に中書の奏する所を可し、只だ条例に依りて選試せしむ。

（中華書局本、第一五冊、五〇〇三頁）

『統資治通鑑長編』の記録から見れば、英宗代の治平二年九月にも本項と同様の事態があつて、歐陽脩の上奏により、皇帝から僧官の補任に対し試験を課すことを詔勅として下したことがわかる。そこに収録される歐陽脩の上奏文の内容は本項に近似しており、本項の上奏はこれを参考にした可能性がある。歐陽脩の上奏文の内容は、本項の内容より更に厳しく皇帝の行為を批判し、僧官の任命というのは些細なことであるが、側近や外戚の意見を取り入れて内降を發布すると、官僚政治の体制が崩れるきっかけとなる可能性を指摘して、その内降の取り下げを要求している。

宋代に僧官の選考に試験を用いることが詔勅として出されたのは、仁宗以前には、〔46〕に真宗の景德二年（一〇〇五）、皇帝自ら面接して選んだという記事があり、次いで〔48〕に、大中祥符三年（一〇一〇）、知制誥の李維等に中書省にて経論の問題を造らせ試験を行わたとの記録がある。僧官補任

の試験を課すようにとの規定は何度も破られたが、南宋寧宗代にはもはや僧の能力低下のため、僧官試験は有効に機能していなかったことが本項よりわかる。

仙林寺の住持で、慈恩宗の教を奉じ、紫衣と真教大師という号を賜ったという宗満、及び女冠の季貞詠については、この他の資料にその名は見えず詳細は不詳。

仙林寺に関しては、『咸淳臨安志』巻七六に次の記事がある。

仙林慈恩普濟教寺。塩橋の北に在り。紹興三十二年(一一六二)、僧洪濟大師智卿造り、今の額を賜わる。隆興元年(一一六三)、隆興万善大乘戒壇の額を賜わる。淳祐三年(一一四三)、淳祐万善大乘戒壇の額を賜わり、又た寺額、及び飛天法輪宝蔵の額を賜わる。皆な奎画なり。六年(一一四六)、御製の鐘銘を賜わる(御製門を見よ)。宝祐元年(一一五三)、内帑の錢もて大仏宝殿を造る。開慶元年(一一五九)、錢を降し嘉興府の田二百畝を買ひ、豊禾莊寺と名づくるを賜わる。蘇文忠公書の金剛經石碑有り。

(中華書局本、第四冊、四〇四〇頁)

この寺院を建立したという洪濟大師智卿については未詳。この史料から、仙林慈恩普濟教寺は大乗戒壇を有し、御製の額や鐘銘、蘇軾書の金剛經石碑があるなど、朝廷とのかわ

りが密接な有力な官寺であったことが窺える。また、佐藤成順『宋代仏教史の研究』には仙林寺に言及がある(同書、四一頁)。それによれば、曹勛「仙林寺記」(『松隱集』卷三二)に寺の創建に関しての詳細な記述があり、賜額の年は『咸淳臨安志』より二年早い紹興三〇年であるという。

〈大澤〉

〔27〕

〈原文〉

紹興四年三月四日、詔、開宝仁王寺、特与鑄免借官員指占(従住持僧文坦請也)。

〈訓読〉

紹興四年三月四日、詔す、開宝仁王寺に特に与えて官員に借りて指占するを鑄免す(住持僧文坦の請に従うなり)。

〈解説〉

紹興四年(一一九三)三月四日、開宝仁王寺に対し、役人が寺を自分の私有物にすることを拒むことを特に許す旨の詔勅が下された。これは住持文坦の求めに応じたものである。

開宝仁王寺について『咸淳臨安志』巻七六には次のようである。

開宝仁王寺は七宝山に在り。先は是れ東京の開宝寺に仁王院有り、僧慧照大師法暉、駕に随いて南渡し、紹興五

年（一一三五）奏請して權に七宝山に建つ。大内の祈禳を主どる事、故典の如し。紹熙三年（一一九二）、始めて勅額を賜う。嘉泰甲子（四年・一二〇四）、紹定辛卯（四年・一二三二）、一再燬き、僧祖仁重建す。端平元年（一二三四）尚方、鐘を鑄して以て賜う。淳祐元年（一二四一）寺額を御書して以て賜う。三年（一二四三）、田三頃を賜う。景定五年（一二六四）、又た燬く。太傅平章賈魏公、度牒を施し、省劄市材を給い、重ねて造る。

（中華書局本、第三冊、四〇四頁）

杭州にあったという開宝寺はすでに失われているが、東京（開封）の開宝寺は現代でも鉄塔寺などと呼ばれて現存する。開封開宝寺について清、周城『宋東京考』卷一四では次のように言う。

開宝寺は旧名は独居寺、安遠門裏、上方寺の西に在り、北齊の天保十年（五五九）に創建す。唐の開元中、明皇、東封より還り寺に至り、改めて封禪寺と曰う。太祖の開宝三年（九七一）、改めて開宝寺と曰い、重ねて繚廓架殿を起て凡てで二百八十八区、内に二十四院有り、惟だ仁王院最も盛んなり。端拱中、塔を建て其の偉麗を極む。初め釈迦仏の舍利塔、杭州に在り。仏書に所謂阿育王七宝塔なり。吳越王錢俶、宋に帰すに及び、太宗、供奉官趙鎔を遣わし寺内に取置し龍の地を度して之を瘞む。

時に木工諭浩に巧思有ること流輩を超絶すれば、遂に塔を造らしむ、八角十三層、高さ三百六十尺、其の土木の宏壯にして金碧の炳耀なること、仏法、中国に入りてより、未だ之有らざるなり。大中祥符六年（一〇二三）、金光有りて相輪より出で、車駕臨幸すれば、舍利、乃ち見われ、因りて名を賜り靈感塔とす。慶歴四年（一〇四四）、塔、火に毀かる。其の殿宇廊廡、後、俱に金兵に毀かる。

（中華書局「中国古代都城選刊」二二五四頁）

開封を代表する開宝寺は、高宗の南渡に伴い臨安に遷つたが、宮廷の祈禳の行事は変わらず行われたという。しばしば火災にあったがその都度再建されたことが分かる。勅額を得た翌年に『会要』が伝える詔勅も発布され、名実ともに臨安を代表する寺の一つになったことが知られる。しかしその一年後、寺は回祿の災に罹る。住持は文坦である。右の一文に続いて『咸淳臨安志』は次のように伝える。

（制して曰く、可ば五伝して文坦と為る。嘉泰歲甲子（四年・一二〇四）、民居の火を以て延燬す。坦、起廢を議して、未だ暇あらず。綿ずること十有七禩、四たび主僧を易え、祖仁に逮及ぶ。坦より嫡伝して次を得るを以て、先志を補念するも未だ就かず、慨然とするも肯堂を以て自ら任じ、数年せずして浸く旧觀に復す、云々）

(278)

〔原文〕

嘉定五年二月二十九日、詔、令兩浙轉運司取策上天竺靈感觀音寺、并径山興聖万寿禪寺、砧基契照究、見着実有無寄別人産業。仍截自今降指揮日為限、如日後如有增置田産、並不在蠲免之數。其兩寺得免和買役錢之額、令所隸官司各与消豁、不得暗于其他人戸産上均攤。如違、許被害人戸越訴。

兼慮、其他寺觀、不体朝廷以兩寺係祈禱去処、及有元降指揮、援例陳乞、源源不已、重為民困。今後如有似此之類、並令給舍繳駁、戸部執奏、不得放行。

〔訓読〕

嘉定五年二月二十九日、詔す、兩浙の転運司をして上天竺靈感觀音寺、並びに径山興聖万寿禪寺の砧基契を取策し照究して、着実に別人の産業に寄すことの有無を見るべし。仍りて今より指揮を降す日を限りと為し、如し日後、田産を増置すること有らば、並て蠲免の數に在かざれ。其の兩寺の免ぜらるるを得たる和買と役錢の額は、所隸の官司をして各おのに消豁を与えしむるに、暗に其の他の人戸の産上に均攤するを得ざれ。如し違ふことあれば害せらる人戸の越訴を許すべし。

(同右、四〇四二頁)

(永井)

兼た慮うるに其の他の寺觀、朝廷の兩寺を以て祈禱に去く処と係し、元より指揮を降すこと有るに及ぶを体せず、例に援きて陳乞して、源源して已まざれば、重ねて民の困ずるところと為れり。今後、如し此の類に似たること有らば、並て給舍をして繳駁せしめ、戸部は執奏せよ。放行するを得ざれ。

〔解説〕

嘉定五年(一一二二)二月二十九日に詔勅があり、「兩浙の轉運使に命じて上天竺寺、径山万寿寺の土地登記簿(砧基契)をよくよく点検し、他人の土地として寄託しているものの有無をきちんと調査させることとした。またこの日をはじめとして、もし以後田産を増やしている場合は免税の対象としてはならない。兩寺が免税された和買と免役錢については、その分を所轄の部門が外に割り当てることとなるが、いい加減に他の人の土地として割り振ってはいけない。もしこの詔勅に違ふことがあれば、被害者が直訴することを認めよ」と言い「また考えてみれば、兩寺以外の寺觀の中には、兩寺は朝廷が祈禱に出かける特別な寺で、もともと優遇されていたことを理解しておらず、かえって例に引いて同じような処遇を求めて、常々止むことがないため、一層、人々の困窮を招くことになっている。今後、このようなことがあれば、給事中や中書舍人に糺弾させ、戸部は奏上せよ。放置してはならない」とする。

南宋代の上天竺寺の位置については永井に「南宋における仏教信仰の側面―上天竺寺・法慧寺・明慶寺―」（『中国禪宗教団と民衆』所収）がある。同書で指摘したように『上天竺講寺志』（中国仏寺史志彙刊第一輯、明文書局、一九八〇年）の裏扉に寺の歴史をめぐって以下のように略述される。

上天竺講寺は浙江杭州西湖天竺山に位す。天竺は上中下の三山に分かる。上天竺山は武林の群山の中に位し、仏教の勝地為り。上天竺講寺は肇め後晋の天福元年（九三九）に建つ。時に僧道翊、奇木を得て、大土の像を刻み、僧勲、古仏の舍利を持して、之を頂間に納む。呉越の忠懿王、地に即いて天竺看經院を建て、宋の嘉祐中、靈感觀音院と改む。靖康の初め、金の難に属し、僧道元、聖仏を井に秘す。兵、退きて、像を院の中に帰し、理宗、廣大靈感觀音教寺と書す。元の至元五年（一二六八）、天竺教寺と改む。明の成化の間、重修す。清の康熙五年（一六六六）、燬るるに因りて重建す。三十八年（一六九九）、聖祖、南巡して法雨慈雲の匾額を書し、天竺寺碑文を賜撰す。乾隆十六年（一七五一）、法雨寺の匾額を御題し、故に俗に称して法喜寺となす。咸豐十一年（一八六一）、寺、兵に燬れ、同治三年（一八六四）、寺、旧觀に復す、云々。

径山についてみれば、

『宋会要』道釈部訓注（一一）（永井）

径山は浙江天目山の径路に位し、故に之を径山と謂う。唐天宝の初め（七四二）、国一禪師此に於いて隱居せんとし、並びに行きて山を開き、宋元を経て明代の月林鏡禪師迄で共てで八十七代の高僧の経営と殿宇の広建を経て、紺字琳宮羅布す、其の主たる寺は興聖万寿寺為り。唐代宗の時、僧法欽庵を此に於いて結ぶ。法欽の賜号は国一禪師は乃ち径山の開山祖師なり。代宗は即ち其の庵に即して寺を建つ。僖宗の乾符六年（八七九）、改めて乾符鎮国院と為す。宋大中祥符元年（一〇〇八）、改めて承天禪院を賜う。政和七年（一一一七）、径山能仁禪寺と改め、孝宗御書の額径山興聖万寿禪寺を賜う。宋より元まで禅林の冠為り。元末、兵により燬かれ、明の洪武の間に重建す、云々。

（中国仏寺史志彙刊第一輯、第三二冊、明文書局、一九八〇年）
禅宗五山の第一、教宗五山の第一とされる両寺が税制上厚遇されたことは当然だが、その不足分が周囲によつて補われ、また不満を醸していたことが分かる。

和買は和買銭の意。春、農民に銭を貸し、養蚕によつて得た絹で返済する制度。北宋太宗代にはじまる。のちには貸与は名目で納税のみを求めるようになった。役銭は、王安石の募役法以後、役人雇用のための財源として寺觀も一般の半額の助役銭を納めることが求められた。

(永井)

[279]

〔原文〕

先是臨安府言、上天竺靈感觀音教寺進狀、乞下臨安、嘉興、平江府照紹興二十四年已降指揮、將本寺和買役錢、保正役次及科數並与鑷。既得旨依、而徑山興聖万寿禪寺援以為請、亦復從之。

臣僚言、謂所降指揮、但泛然鑷免、初無限、則其弊必至。隱寄外人田産、積久不已、所免愈多、則他人受害愈重。故有是詔。

〔訓読〕

先には是れ臨安府の言く、上天竺靈感觀音教寺、状を進め、臨安、嘉興、平江府に下して、紹興二十四年(一一五四)已降の指揮に照らし、本寺の和買と役錢を、保正の役次及び科數を將つて、並て鑷を与うるを乞う。既に旨を得て依うに、徑山興聖万寿禪寺、援きて以て請を為せば、亦復た之に従う。

臣僚の言く、謂うに降す所の指揮、但だ泛然として鑷免し、初めより限則なくば、其の弊、必ず至るべし。外人の田産を隱寄し、積久、已むなく、免ずる所愈いよ多ければ、則ち他の人、害を受くること愈いよ重し。故に是の詔有り。

〔解説〕

この詔勅以前、臨安府が、上天竺寺が上申して臨安、嘉興、平江府については紹興二十四年に定められたところにより、和買錢、免役錢、保正の課役、納税の義務の免除を願ひ、その許しを得た。徑山もこれを例に引いて免税の願ひを出したので、これも許した。

臣僚が考え述べるところによれば、「以前下された指示を受けつつも、いい加減に免税して際限がなくなれば、必ず弊害が起ころ。また二つの寺以外のものが長期にわたり、兩寺の名義を借りて財産を隠し、税を免れることが多くなれば、それを補填する人の損害が益々重くなってしまう」と。そこでこの(前項・[278])詔勅が發布されたのである。紹興二十四年の定めについて『会要』は記録しないが、『仏祖統紀』巻四七に、

(紹興)二十四年、詔して上天竺を以て御前道場と為し、特に科數等の事を免す。

(大正蔵四九一四二二六b)
とあることに相当しよう。保正とは保甲法における都保や大保のことで納税や治安の責任をおった。科數は官庁が必要物を資を強制的に買い上げること。臨時税を指すこともある。

(永井)

[280]

〔原文〕

十二年正月四日、詔令封椿庫於見椿管度牒内支撥一十道、付上天竺寺變売価錢、専充修造殿宇使用。

以住持僧善月言、本寺係是朝廷祈禱去処、殿宇經涉年深、多有摧損。今重行修換、乞矜軫給賜。故有是詔。

〔訓読〕

十二年（嘉定・一二一九）正月四日、詔す、封椿庫ふうちんこをして見椿管せる度牒の内、一十道を支撥し、上天竺寺に付すべし。變売して価錢とし、専ら殿宇を修造するの用に充つべし。以みるに住持僧善月の言く、本寺は是れ朝廷の祈禱に去く処と係すも、殿宇は經涉の年深く、多く摧損する有り。今、重ねて修換を行わんとす、乞うらくは矜軫あわれみもて給賜せられんことを。故に是の詔有り。

〔解説〕

封椿庫は南宋時代、国の財政を補填する役を担った財庫。そこで管理されている度牒一〇道を上天竺寺に下付するので、それを売却して伽藍の修造費に充当せよという詔勅。

これ以前、上天竺寺住持善月が、寺は朝廷が祈禱を行うために出かけるところであるが、伽藍は経た歲月も長く損壊している箇所もある。そこで修繕したいので、経費を御援助願いたいと上奏したため、右のような詔勅が下されたのである。

黄敏枝『宋代仏教社会経済史論集』（二九三頁）の成果に

『宋会要』道釈部訓注（一一一）（永井）

扱れば、嘉定一二年ころの度牒は一道一五〇〇貫とされるから、一〇道では一万五千貫となり、これを南宋の米価の標準である一升一五、六文をもって計算すれば百万升、つまり一万石ほどとなる。これは五千畝の田の収量に匹敵する。

なお善月（一一四九―一二四二）については『上天竺講寺志』巻四に詳伝が収録される。字は光遠、四明、定海の方氏。一二歳の頃、正覚寺道并について出家し善月と名乗る。一五歳で具戒し、のち南湖の草庵による。当湖の竹庵のもとで分座講義する。古柏を見て感ずる所あり柏庭と号とす。淳熙七年（一一八〇）東湖の辯利に初住し、ついで慈溪の宝巖に遷る。紹興二年（一一三二）南湖、嘉泰四年（一二〇四）衍慶、嘉定六年（一二一三）、勅命で上天竺寺に入院、八年、明慶寺にて祈雨、その功により左街僧録となる。一二年、退院するも、紹定五年（一二三二）上天竺寺に再住する。淳祐元年（一二四一）一月一九日示寂、世寿九三、法臘七八。『仏説仁王護国般若波羅蜜經疏神宝記』の著作がある。

（永井）

〔281〕

〔原文〕

東山太平禪寺

嘉定三年十一月一日、詔懷安軍復建東山太平禪寺。以本州郷

官士庶言祈祷感応、従其請。

〔訓読〕

東山太平禅寺

嘉定三年十一月一日、詔す、懷安軍に復び東山太平禅寺を建つべし、と。本州の郷・官・士・庶より祈祷せば感応すと言うを以て、其の請いに従う。

〔解説〕

本項は嘉定三年(一一二一〇)十一月一日に、懷安軍に東山太平禅寺を再建させる詔勅が出された記録である。それは、本州の官吏や百姓が祈祷すれば靈験があらたかとして再建の懇願を聞き入れたものだという。

懷安軍は、宋代に設置された行政区で、潼川府路に属しており、現在の四川省金堂県の東南五〇里のところにあつたとされている。〔中国歴史地名大辞典〕二一七二六)

東山太平禅寺については未詳である。

〔程〕

〔282〕

〔原文〕

天台東教寺

慶元三年十二月十四日、詔上天竺靈感觀音寺為係祈祷去処、今永作天台教寺。

〔訓読〕

天台宗教寺

慶元三年十二月十四日、詔す、上天竺靈感觀音寺は祈祷にく処と係すが為に、今より永く天台教寺と作すべし、と。

〔解説〕

本項は、上天竺靈感觀音寺が祈祷の靈場であることを理由として、慶元三年(一一九七)二月一日に、今後この寺院を天台宗の教寺とする詔勅である。

上天竺靈感觀音寺に関しては、〔278〕等で詳述されており、それに譲る。

〔程〕

〔283〕

〔原文〕

光宗紹熙四月十三日、礼部言、僧道經朝省陳祠、乞將寄居寺觀官員、士人起離。内有無力蓋屋居住之人、深可憐憫。詔与展五年。

〔訓読〕

光宗紹熙四月十三日に、礼部言く、僧道は朝省を経て詞を陳ぶるに、寺觀に寄居する官員、士人をして起離せられんことを乞う。内に屋を蓋て居住する力無きの人も有り、深く憐憫すべし、と。詔す、五年を展すことを与う。

〈解説〉

本項は、紹熙某年四月一三日に、礼部が僧道より所轄の部署を通して伝わった話として、寺観に寄寓する官吏や文人達を退去させるようお願いしたいが、その中に自力で住居を構えることのできない者がいて、とても哀れであると上奏したことを受け、光宗が情けをかけその退去期限を五年間先延ばした記録である。

〈程〉

〈キーワード〉 中国仏教、宋代、『宋会要』道釈部、仏寺